

以下の資料は全て渡部委員の著書から抜粋

著書名：中央議会（国会）地方議会議員年金制度

出版社：株式会社朝陽会（平成22年発行）

資料12. 地方議会のあり方について：諸外国との比較（2008年、構想日本資料）

国名	人口 (万人)	地方議員 数(万人)	国民100万人当 りの議員数(人)	報酬等(手当て・諸費用 含む、億円)	議員1人当 りの報酬等(万円)
日本	12,000	6	500	4,090	682
アメリカ	29,000	17	586	1,100	65
ドイツ	8,000	20	2,500	1,000	50
イギリス	6,000	2.3	383	170	74
フランス	6,000	52	866	-	-
スウェーデン	900	1.5	1,608	議員の約9割は日当のみ(執行委員など1割は年間600万円程度)	
スイス	700	5.3	7,571	ほとんどが無報酬(日当のみ)	
韓国	5,000	0.4	80	96	240

注：数値は2005年現在（スウェーデンは2006年）。

出所：比較地方自治研究会「欧米における地方議会の制度と運用」「ヨーロッパ各国の地方自治制度」「英国における地方議員と地方行政」「ドイツ地方行政の概要」「大韓民国地方行政の概要」「スイスの連邦制度と地方自治のあらまし」、総務省「諸外国の議員定数・報酬」、『The Book of the States 2005』、『Tabulated Data on City Governments』、伊東弘文「ドイツの自治体議会」、スウェーデン統計局HP「[http://www.scb.se/templates/tableOr Chart\\_160755.asp](http://www.scb.se/templates/tableOrChart_160755.asp)」を基に、構想日本が作成。

P131 より抜粋

資料13. 地方議会議員年間報酬等コスト（除、地方議会議員年金コスト）の国際比較（2005年）

議員1人当たり年間報酬等コスト		
日本	680 (万円)	100.0 (%)
東京都	1,771	259.7
青ヶ島村	185	27.1
矢祭町	121	17.7
米国	65	9.5
ドイツ	50	7.3
英国	74	10.9
フランス	ほとんどが無報酬（日当、所得減少分の補填のみ）	
スウェーデン	同上	
スイス	同上	
韓国	240	35.2

出典：青ヶ島村総務課・矢祭町議会事務局・東京都議会議会局へのヒアリング、地方議会議員年金制度調査会「地方議会議員年金制度に関する研究会報告書」（2009年2月）、構想日本「地方議会のあり方について」（2008年）、総務省第28次地方制度調査会資料「諸外国の議員定数・報酬」（2005年）から、筆者が作成。日本の3自治体は2008年度の報酬のみの数字であり、他は2005年であるが、格差が極端であるため、日本の異常な地方議員コストを国際比較する上では問題ない。

P134 より抜粋

資料14. 地方議会議員報酬コスト（含、地方議会議員年金コスト）の国際比較（2005年）

	議員報酬総額		議員1人当たり年間報酬額		住民1人当たり地方議員年間報酬コスト	
	(億円)	(%)	(万円)	(%)	(円)	(%)
日本	4,572.3	100	762	100	3,810	100
アメリカ	1,100	24	65	9	379	10
ドイツ	1,000	22	50	7	1,250	33
イギリス	170	4	74	10	283	7
フランス	ほとんどが無報酬（日当、所得減少分の補填のみ）					
スウェーデン	同上					
スイス	同上					
韓国	96	2	240	32	192	5

出典：地方議会議員年金制度調査会「地方議会議員年金制度に関する研究会報告書」（2009年2月）、構想日本「地方議会のあり方について」（2008年）、総務省第28次地方制度調査会資料「諸外国の議員定数・報酬」（2005年）を利用して、筆者が作成。

P140 より抜粋

資料19. 英国の中央・地方議会議員の年間報酬

(単位：万円)

A. 英国議会下院議員 (日本国会議員歳費)	907 (2,197)
B. 大都市圏の地方議員 大ロンドン市議会議員 市長 ロンドン市議会議員 市長 バーミンガム市議会議員 ウエストミンスター市議会議員 (東京都議会議員) (知事)	708 1,926 224 697 216 144 (1,771) (3,032)
C. 地方圏の地方議員 カウンティ(県)議会議員 ディストリクト(市町村)議会議員 (青ヶ島村議会議員) (矢祭町議会議員)	125 56 (185) (121)
D. 執行部メンバーへの就任議員 (1)大都市圏 バーミンガム市一般議員 執行部メンバー リーダー ウエストミンスター市一般議員 執行部メンバー リーダー (2)地方圏 ハンプシャー県執行部メンバー リーダー ウインチェスタ市執行部メンバー リーダー	216 632 959 83 197 333 234 391 197 333

出典：Andy Love MP (Member of UK Parliament。元英国議会議員拠出年金基金理事長)、Jimmy Walker, Head of Pensions, House of Commonなどからの情報にて筆者作成。本文中の英国の記述の大部分も同様。1ポンドは、2009年1月レートでの140円。なお、報酬実額は、東京都知事より上は2009年4月現在、大都市圏地方議会議員は2008年5月現在、地方圏地方議会議員は2007年3月現在。青ヶ島村・矢祭町は2009年4月現在。

P178 より抜粋

資料21. 米国州議会・議員の実態分析 (NCSL : 2008年)

	議員業務への 平均就労時間割合 (%)	議員 年間報酬 (万円)	議会議員 スタッフ数 (人)
フルタイム(専業)型	80	686.0	8.9
中間型	70	353.3	3.1
パートタイム(兼業)型	54	159.8	1.2

注記1. 議員業務に投入される就労時間の割合：会期中の活動、選挙区対策の活動、会期外の委員会活動、および選挙活動を含む。

2. 議員報酬(2007年年酬)：給与、日当、および領収書不要の経費弁償額を包含。1ドル=100円。

3. 議員スタッフ数：議院立法スタッフを含む全議員に対する全立法スタッフ数であり、議員に直接所属するスタッフ数ではない。

出典：NCSL, NCSL Backgrounder : Full- and Part-Time Legislatures, January 2008

P197 より抜粋

資料22. 州議会の5分類：パートタイム型かフルタイム型か（NCSL, 2009年）

分類	州名（人口／議員報酬）
純フルタイム型	カリフォルニア州（人口3,676万人／議員報酬1,162万円）、ミシガン州（1,000万人／797万円）、ニューヨーク州（1,949万人／795万円）、ペンシルバニア州（1,245万人／783万円） 【以上4州（人口平均1,968万人、議員年収報酬884万円）】
フルタイム型	イリノイ州（1,290万人／687万円）、フロリダ州（1,833万人／303万円。319万円から減）、マサチューセッツ州（650万人／614万円）、ニュージャージー州（868万人／490万円）、ウィスコンシン州（563万人／499万円）【以上5州（人口平均1,059万人、議員報酬平均517万円）】
中間型	アラスカ州（69万人／240万円）、アリゾナ州（650万人／240万円）、アーカンサス州（286万人／154万円）、コロラド州（494万人／300万円）、コネティカット州（350万人／280万円）、デラウェア州（87万人／428万円）、ハワイ州（129万人／487万円）、アイオワ州（300万人／250万円）、ルイジアナ州（441万人／228万円）、メリーランド州（563万人／435万円）、ミネソタ州（522万人／311万円）、ミズリー州（591万人／359万円）、ネブラスカ州（178万人／120万円）、ノースカロライナ州（922万人／140万円）、オクラホマ州（362万人／384万円）、オレゴン州（379万人／216万円）、サウスカロライナ州（448万人／104万円）、テネシー州（621万人／190万円）、テキサス州（2,433万人／72万円）、バージニア州（777万人／上院180万円下院176万円）、ワシントン州（655万人／421万円） 【以上21州（人口平均536万人、議員報酬平均261万円）】
パートタイム型	アラバマ州（466万人／日当0.1万円）、ジョージア州（969万人／173万円）、アイダホ州（152万人／161万円）、インディアナ州（638万人／226万円）、カンサス州（280万人／日当0.9万円）、ケンタッキー州（427万人／日当1.9万円）、メイン州（132万人／234万円）、ミシシッピ州（294万人／100万円）、ネバダ州（260万人／日1.5万円）、ニューメキシコ州（198万人／日1.4万円）、オハイオ州（1,149万人／606万円）、ロードアイランド州（105万人／131万円）、バーモント州（62万人／会期1週6.3万円）、ウエストバージニア州（181万人／200万円） 【以上14州（人口平均380万人、議員報酬平均175万円（除、日・週手当の7州））】
純パートタイム型	モンタナ州（97万人／日当0.8万円）、ニューハンプシャー州（132万人／2万円、日当もなし）、ノースダコタ州（64万人／日当1.4万円）、サウスダコタ州（80万人／120万円）、ユタ州（274万人／日当1.3万円）、ワイオミング州（53万人／日当1.5万円） 【以上6州（人口平均117万人、議員報酬平均—ドル）】

出典・注記：

1. 州議会分類：National Conference of State Legislatures：NCSL Backgrounder：Full- and Part-Time Legislatures（Jan. 2008）
2. 議員報酬（ドル）は、National Conference of State Legislatures: Legislator Compensation 2009, Updated February 2009に基づく2009年報酬で、1ドル=100円。会期中は、別途1.0-1.3万円の日当支給の州多し。なお、オハイオ州（1,149万人）は元資料でフルタイム型となっていたが、報酬が2008年の606万円から2009年には会期中1日1.4万円の日当制に激減したため、筆者の判断でフルタイム型からパートタイム型に変更した。アラバマ州（466万人／日当0.1万円）とケンタッキー州（427万人／日当1.9万円）は、「日当制」にもかかわらず、元資料では「中間型」となっているため、筆者の判断で「中間型」から「パートタイム型」に変更した。
3. 人口推計（万人）：U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States：2006（2006）；Wikipedia, State Legislature（United States）（2009）に基づく2008年推計。

P201 より抜粋

資料23. 米国州議会議員と日本都道府県議会議員の報酬等比較  
(NCSL：2009年)

順位・州名	州別人口 (万人)	州議会上下院定数(人)		議員報酬 (万円)	住民1人当たり 議員報酬コスト(円)
		上院	下院		
1.カリフォルニア州	3,676	40	80	※1,162	37.9
2.テキサス州	2,433	31	150	72	5.4
3.ニューヨーク州	1,949	61	150	795	86.1
4.フロリダ州	1,833	40	120	303	26.5
(1.東京都)	1,290		125	※1,607	155.7
5.イリノイ州	1,290	59	118	678	93.0
6.ペンシルバニア州	1,245	50	203	783	159.1
7.オハイオ州	1,149	33	99	日当1.4	
8.ミシガン州	1,000	38	110	797	118.0
(2.神奈川県)	896		105	1,504	176.3
9.ジョージア州	969	56	180	173	42.1
(3.大阪府)	883		110	2,021	228.6
10.ノースカロライナ州	922	50	120	140	25.8
11.ニュージャージー州	868	40	80	490	67.7
12.バージニア州	777	40	100	180	32.4
(4.愛知県)	740		104	1,514	212.8
(5.埼玉県)	714		92	1,437	185.2
13.ワシントン州	655	49	98	499	112.0
14.マサチューセッツ州	650	40	160	614	188.9
15.アリゾナ州	650	30	60	240	33.2
16.インディアナ州	638	50	100	226	53.1
(6.千葉県)	615		96	1,282	200.1
17.テネシー州	621	33	99	190	40.4
18.ミズリー州	591	34	163	359	119.7
19.メリーランド州	563	47	141	435	145.3
20.ウィスコンシン州	563	33	99	499	117.0
(7.兵庫県)	560		91	1,442	234.3
(8.北海道)	554		110	1,256	249.4
21.ミネソタ州	522	67	134	311	119.8
(9.福岡県)	506		86	1,380	234.5
22.コロラド州	494	35	65	300	60.7
23.アラバマ州	466	35	105	日当0.1	
24.サウスカロライナ州	448	46	124	104	39.5
25.ルイジアナ州	441	39	105	228	74.4
26.ケンタッキー州	427	38	100	日当1.9	
(10.静岡県)	380		72	1,302	246.7
27.オレゴン州	379	30	60	216	51.3
28.オクラホマ州	362	48	101	384	158.0
29.コネティカット州	350	36	151	280	149.6
30.アイオワ州	300	50	100	250	125.0
(11.茨城県)	297		64	1,186	255.6
31.ミシシッピ州	294	52	122	100	59.2
(12.広島県)	287		64	1,222	272.5
32.アーカンサス州	286	35	100	154	72.7
33.カンザス州	280	40	125	日当0.9	
(13.京都府)	264		60	1,414	321.4
34.ユタ州	274	29	75	日当1.3	
(14.新潟県)	240		51	1,194	253.7

順位・州名	州別人口 (万人)	州議会上下院定数(人)		議員報酬 (万円)	住民1人当たり 議員報酬コスト(円)
		上院	下院		
35.ネバダ州	260	21	43	日当1.5	
(15.宮城県)	234	61		1,302	339.4
(16.長野県)	217	56		1,186	306.1
(17.岐阜県)	210	44		1,240	259.8
(18.福島県)	206	56		1,287	349.9
(19.栃木県)	202	52		1,252	322.3
(20.群馬県)	201	48		1,287	307.3
(21.岡山県)	195	54		1,302	360.6
36.ニューメキシコ州	198	42	70	日当1.4	
(22.三重県)	187	49		1,287	337.2
37.ウエストバージニア州	181	34	100	200	148.1
(23.熊本県)	182	53		1,209	352.1
38.ネブラスカ州	178	49	—	120	33.0
(24.鹿児島県)	172	52		1,144	345.9
(25.山口県)	146	47		1,302	419.1
(26.愛媛県)	144	48		1,144	381.3
(27.長崎県)	144	44		1,240	378.9
39.アイダホ州	152	35	70	161	111.2
(28.奈良県)	141	46		1,215	396.4
(29.滋賀県)	140	45		1,211	389.3
(30.青森県)	139	49		1,173	413.5
(31.沖縄県)	138	46		1,194	398.0
(32.岩手県)	135	46		1,194	406.8
40.メイン州	132	35	151	234	※329.7
41.ニューハンプシャー州	132	24	400	2年で2	3.2
42.ハワイ州	129	25	51	487	286.9
(33.大分県)	120	44		1,209	443.3
(34.山形県)	119	44		1,156	427.4
(35.石川県)	117	44		1,173	441.1
(36.宮崎県)	114	43		1,149	433.4
(37.秋田県)	111	46		1,197	496.1
(38.富山県)	110	43		1,149	449.2
43.ロードアイランド州	105	38	75	131	141.0
(39.和歌山県)	101	44		1,122	488.8
(40.香川県)	100	43		1,178	506.5
44.モンタナ州	97	50	100	日当0.8	
(41.山梨県)	87	38		1,209	528.1
(42.佐賀県)	86	39		1,178	534.2
45.デラウェア州	87	21	41	428	305.0
(43.福井県)	81	38		1,173	550.3
(44.徳島県)	79	40		1,225	620.3
46.サウスダコタ州	80	35	70	2年で120	78.8
(45.高知県)	77	37		1,194	573.7
(46.島根県)	72	37		1,015	521.6
47.アラスカ州	69	20	40	240	208.7
48.ノースダコタ州	64	47	94	日当1.4	
49.バーモント州	62	30	150	週当制6.3	
(47.鳥取県)	59	36		1,115	※680.3
50.ワイオミング州	53	30	60	日当1.5	

P207 より抜粋

	州別人口 (万人)	州議会上下院定数 (人)	議員報酬 (万円)	住民1人当たり 議員報酬コスト(円)
米国平均 (日本平均)	607 272 (米国の0.4倍)	148 58 (同0.4倍)	260 1,251 (同4.8倍)	81.2 373.3 (同4.6倍)
人口500万人以上 米国平均 (日本平均)	1,122 751 (米国の0.7倍)	166 102 (同0.6倍)	426 1,429 (同3.4倍)	77.3 203.1 (同2.6倍)

注記1. 米国：人口は08年推計(万人)、議員報酬は2009年、1ドル=100円、※印は日米とも最高報酬。  
2. 日本：人口は09年2月現在、議員報酬は07年(含、期末手当概算3.5か月を筆者が一律加算)  
出典：NCSL, NCSL Backgrounder: Full-and Part-Time Legislatures, January 2008; ICMA Press, The Municipal Year Book 2009(2009); NCSL, Legislator Compensation 2009 (Updated February 2009); U.S. Census Bureau, Statistical Abstract of the United States: 2006 (2006); 総務省「地方公務員給与実態調査結果(2007年4月1日現在) (2008年3月)」ほか。議員報酬年額は、政府調査費など諸手当は除外し、報酬月額に期末手当5.3か月分を筆者が一律加算して計算。

P208 より抜粋

資料24. 日米人口50万人以上都市の議員報酬年額比較 (2007年)

順位・市名	人口 (万人)	議員定数 (人)	議員1人当たり 人口 (万人)	議員報酬 (万円)	住民1人当たり 議員報酬コスト	市長報酬
1. ニューヨーク	814	51	16.0	900	56.4	1,560
2. ロスアンゼルス	385	15	25.7	※1,362	53.1	1,771
(1. 横浜)	365	90	4.1	1,678	413.8	※2,560
3. シカゴ	284	50	5.7	850	149.6	※1,921
(2. 大阪)	265	87	3.0	※1,765	579.5	2,336
(3. 名古屋)	224	73	3.1	1,713	558.3	2,284
4. ヒューストン	202	14	14.4	442	30.7	1,658
(4. 札幌)	188	66	2.8	1,488	522.4	2,214
(5. 神戸)	151	67	2.3	1,609	713.9	1,951
(6. 京都)	139	67	2.1	1,578	760.6	2,044
5. フィラデルフィア	146	17	8.6	800	93.2	1,300
6. フェニックス	146	9(1)	16.2	360	22.2	560
(7. 福岡)	144	61	2.4	1,522	644.7	2,102
(8. 川崎)	139	61	2.3	1,436	630.2	2,163
7. サンアントニオ	126	11(1)	11.5	日当0.2	—	30(3)
8. サンディエゴ	126	8	15.8	718	45.6	957
9. ダラス	121	15(1)	8.1	375	46.5	600
(9. さいたま)	119	62	1.9	1,397	727.8	2,040
(10. 広島)	115	58	2.0	1,488	750.5	1,926
(11. 仙台)	101	58	1.7	1,426	818.9	2,108
(12. 北九州)	98	62	1.6	1,522	962.9	2,318
(13. 千葉)	92	54	1.7	1,401	822.3	2,054
10. サンジョセ	91	11	8.3	750	90.7	1,050
11. デトロイト	89	9	9.9	813	82.2	1,762
(14. 堺)	83	50	1.7	1,349	812.7	1,750
(15. 新潟)	80	54	1.5	1,130	762.8	2,012
(16. 浜松)	79	52	1.5	1,121	737.9	2,209
12. インディアナポリス	78	29	2.7	114	42.4	950
13. ジャクソンビル	78	19	4.1	240	58.5	1,500
14. サンフランシスコ	74	11	6.7	376	55.9	1,615
15. コロンバス	73	7	10.4	350	33.6	1,200
(17. 静岡)	72	52	1.4	1,147	828.4	2,163
16. オースチン	69	7	9.9	450	45.7	600
(18. 岡山)	69	53	1.3	1,228	943.2	2,145
(19. 相模原)	69	52	1.3	1,159	873.4	1,976
17. メンフィス	67	13	5.2	201	39.0	1,400
(20. 熊本)	66	48	1.4	730	530.9	1,977
18. バルティモア	64	19	3.4	480	142.5	1,250
19. フォートワース	62	9(1)	6.9	日当0.8	—	日当0.8
20. チャルロッテ	61	11	5.5	130	23.4	183
21. エルパソ	60	9(1)	6.7	150	22.5	250
(21. 鹿児島)	60	50	1.2	1,223	※1,019.2	2,059
(22. 船橋)	59	50	1.2	1,090	923.7	1,972
22. ミルウォーキー	58	17	3.4	619	181.4	1,246
23. ナッシュビル	58	40	1.5	69	47.6	750
24. シアトル	57	9	6.3	848	133.9	1,362
25. ボストン	56	13	4.3	625	145.1	1,250
26. デンバー	56	13	4.3	623	144.6	1,228
(23. 八王子)	55	40	1.4	1,021	742.5	1,903



順位・市名	人口 (万人)	議員定数 (人)	議員1人当たり 人口(万人)	議員報酬 (万円)	住民1人当たり 議員報酬コスト	市長報酬
27.ワシントンD.C	55	13	4.2	925	※218.6	1,382
28.ラスベガス	55	6	9.2	407	44.4	534
29.ポートランド	53	4	13.3	850	64.2	1,009
30.オクラホマ	53	8	6.6	120	18.1	240
31.タクソン	52	7(1)	7.4	240	32.3	420
(24.松山)	51	45	1.1	1,078	951.2	1,938
米国平均	122	15.3	8.5	490	69.8	1,017
(日本平均)	120	58.8	1.9	1,346	751.3	2,092
	(1.0倍)	(3.8倍)	(0.2倍)	(2.7倍)	(10.8倍)	(2.1倍)
人口100万人以上平均	261	21.1	13.6	645	55.3	1,151
(日本平均)	177	68.2	2.5	1,555	647.3	2,157
	(0.7倍)	(3.2倍)	(0.2倍)	(2.4倍)	(11.7倍)	(1.9倍)

注記1. 米国：(1)は定数に市長を含む。議員報酬は2007年。※印は日米とも最高報酬。

2. 日本：議員報酬は2007年度

出典：ICMA Press, The Municipal Year Book 2009(2009)；NCSL, Legislator Compensation 2009 (Updated February 2009)；Infoplease Com, Tabulated Data on City Governments 2007；総務省「2007年4月1日地方公務員給与実態調査結果」(2008年3月)、総務省「中核市の特別職給与の状況(2006年4月1日現在)」(2007年)、全国市議会議長会「市議會議員定数に関する調査結果(2008年12月末現在)」(2009年7月)ほか。議員報酬年額は、政務調査費など諸手当は除外し、報酬月額に期末手当5.3か月分を筆者が一律加算して計算。

P212 より抜粋

資料32A. 州議会議員に対する公的年金制度の有無と概要 (2009年3月末現在)

分類	州別の具体的内容
<p>① 社会保障年金制度 (OASDI) のみ：10州</p>	<p>(a) 純フルタイム型議会：1州 カリフォルニア州 (人口3,676万人/年間報酬1,162万円)。1990年以降の当選者に対しては、従前の州議員年金制度を廃止した。</p> <p>(b) 中間型議会：2州 ルイジアナ州 (441万人/228万円)、ネブラスカ州 (178万人/120万円)</p> <p>(c) パートタイム型議会：3州 アラバマ州 (466万人/会期日額報酬0.1万円)、ロードアイランド州 (105万人/131万円)：1995年1月以降の当選者は、法改正で州公務員年金制度 (年金受給年額100万円) への加入資格を喪失。会期日当もない。バーモント州 (62万人/会期週額報酬6.3万円)：ただし「後払い給付制度」には加入可能</p> <p>(d) 純パートタイム型議会：4州 ニューハンプシャー州 (132万人/2期まで2年で2.0万円)、ノースダコタ州 (64万人/会期日額報酬1.4万円)、サウスダコタ州 (80万人/2期まで2年で120万円)、ワイオミング州 (53万人/会期日額報酬1.5万円)</p>
<p>② 州公務員年金制度または州議会議員年金制度に、任意加入：21州</p>	<p>(a) 純フルタイム型議会：2州 ミシガン州 (1,000万人/797万円)：従来は「確定給付型州議会議員年金制度」が存在したが、1997年3月31日以後当選の議員に対しては同制度が廃止され、その代償として「州公務員対象の確定拠出型年金制度」のみに任意加入となった。すなわち、「州公務員年金への一元化現象」であるが、確定給付型には加入できず、自己責任の投資運用成果に基づく確定拠出型だけに加入可能であり、議員としての特典は激減した。ペンシルバニア州 (1,245万人/783万円)：「州公務員年金制度」</p> <p>(b) フルタイム型議会：3州 フロリダ州 (1,835万人/303万円)：州公務員年金制度のうち、確定給付型と確定拠出型のいずれか1つのみ選択可能。イリノイ州 (1,290万人/678万円)：「州議会議員年金制度」に任意加入、詳細は後述。マサチューセッツ州 (650万人/614万円)：「州公務員年金制度州議会議員年金プラン」</p> <p>(c) 中間型議会：9州 アラスカ州 (69万人/240万円)：「州公務員年金制度」。アーカンサス州 (286万人/150万円)：1999年7月1日以後選出議員は従来制度が廃止され、「州公務員年金制度」に任意加入。アイオワ州 (300万人/250万円)：「州公務員年金制度」。メリーランド州 (563万人/435万円)：「州議会議員年金制度」。オクラホマ州 (362万人/384万円)：「選出公務員年金制度」。オレゴン州 (379万人/216万円)：「州公務員年金制度中の議員年金プラン」。テネシー州 (350万人/280万円)：制度名不明。テキサス州 (2,433万人/72万円)：「州公務員年金制度選出公務員プラン」。ワシントン州 (655万人/421万円)：「州公務員年金制度プラン2 (確定給付型) または3 (確定給付型と確定拠出型の混合型)」</p> <p>(d) パートタイム型議会：6州 ジョージア州 (969万人/173万円)：「州議会議員年金制度」に1期当選時に選択要す。カンザス州 (280万人/会期日額報酬0.9万円)：「州公務員年金制度」。ケンタッキー州 (427万人/会期日額報酬1.9万円)：「州議会議員年金制度」または「州公務員年金制度」。ニューメキシコ州 (198万人/なし、ただし会期日当1.4万円)：「州議会議員年金制度」。オハイオ州 (1,149万人/606万円)：「州公務員年金制度」。ウエストバージニア州 (181万人</p>

P262 より抜粋

	<p>／200万円)：「州公務員年金制度」</p> <p>(e) 純パートタイム型議会：1州 モンタナ州 (97万人／会期日額報酬0.8万円)：「州公務員年金制度」の確定給付型または確定拠出型を選択可能</p>
③州公務員年金制度または州議会議員年金制度に、強制加入：19州	<p>(a) 純フルタイム型議会：1州 ニューヨーク州 (1,949万人／795万円)：「ニューヨーク州・自治体公務員年金制度」</p> <p>(b) フルタイム型議会：2州 ニュージャージー州 (868万人／490万円)：「州公務員年金制度」。ウィスコンシン州 (563万人／499万円)：「州公務員年金制度」</p> <p>(c) 中間型議会：10州 アリゾナ州 (650万人／240万円)：「州議会議員年金制度」。コロラド州 (494万人／300万円)：「州公務員確定給付型年金制度」または「州公務員確定拠出型年金制度」を選択、その後の変更も可。コネチカット州 (350万人／280万円)：「州議会議員年金制度」。デラウェア州 (87万人／428万円)：「州公務員年金制度」。ハワイ州 (129万人／487万円)：「州公務員年金制度中の州議会議員年金制度」。ミネソタ州 (522万人／311万円)：社会保障年金制度適用除外の州議会議員確定給付型年金制度が1997年7月1日以後選出議員には廃止され、「州議会議員確定拠出型年金制度」に変更。ミズリー州 (591万人／359万円)：「州公務員年金制度」。ノースカロライナ州 (922万人／140万円)：「州議会議員年金制度」。サウスカロライナ州 (448万人／104万円)：「州公務員年金制度」。ただし6カ月以内なら脱退可能。バージニア州 (777万人／上院180、下院176万円)：「州公務員年金制度」</p> <p>(d) パートタイム型議会：5州 アイダホ州 (152万人／161万円)：「州公務員年金制度」。インディアナ州 (638万人／226万円)：「州議会議員年金制度、確定給付型年金制度および確定拠出型年金制度」。ただし、1989年4月30日後の当選者は前2制度の適用が廃止され、確定拠出型のみと大幅な行革。メイン州 (132万人／1期目135万円、2期目99万円) 州公務員年金制度。ミシシッピ州 (294万人／100万円) 州公務員年金制度中の州議会議員年金制度。ネバダ州 (260万人／なし。ただし会期日当1.5万円)：「州議会議員年金制度」。ただし脱退可能。</p> <p>(e) 純パートタイム型議会：1州 ユタ州 (274万人／会期日額報酬1.3万円)：「知事・州議会議員年金制度」</p>

注記：1ドル=100円

人口：2008年推計

議員年報：2009年3月現在

資料22参照

出典：The Council of State Governments, The Book of the State 2009 Edition；The National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2009, Updated March 2009；NCSL, State Budget Update：July 2009；Public Officials Compensation Commission, State of Oregon, "Report and Recommendation：Nov. 2008；The Council of State Government, The Book of the State 2006 Edition；The Council of State Governments, The Book of the State 2006 Edition；The National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2006. から筆者作成。

P263 より抜粋

資料32B 州議会議員に対する公的年金制度の有無と概要 (2009年3月末現在)

州の区分	①社会保障年金 (OASDI)のみ	②州公務員年金制度		③州議会議員年 金制度を廃止	④州議会議員年金制度	
		任意加入	強制加入		任意加入	強制加入
純フルタイム型	カリフォルニア州	ミシガン州 ペンシルバニア州	ニューヨーク州	カリフォルニア州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州、ミシガン州	なし	なし
フルタイム型		フロリダ州	ニュージャージー州 ウイスコンシン州		イリノイ州 マサチューセッツ州	なし
中間型	ルイジアナ州 ネブラスカ州	アラスカ州 アーカンサス州 アイオワ州 テネシー州 ワシントン州	コロラド州 デラウェア州 ミネソタ州 ミズーリ州 サウスカロライナ州 バージニア州	アーカンサス州 ミネソタ州	メリーランド州 オクラホマ州 オレゴン州 テキサス州	アリゾナ州 コネッティカット州 ハワイ州 ノースカロライナ州
パートタイム型	アラバマ州 ロードアイランド州 バーモント州	カンザス州 オハイオ州 ウエストバージニア州	アイダホ州 インディアナ州 メイン州	インディアナ州	ジョージア州 ケンタッキー州 ニューメキシコ州	ミシシッピ州 ネバダ州
純パートタイム型	ニューハンプシャー州 ノースダコタ州 サウスダコタ州 ワイオミング州	モンタナ州				ユタ州

出典：The Council of State Governments, The Book of the State 2009; National Conference of State Legislatures, Legislator Compensation 2009, Updated March 2009; The Council of State Governments, The Book of the State 2006. から筆者作成

P268 より抜粋